

公認会計士の会計監査人資格証明願

日本公認会計士協会 御中

申請者  
(住所又は  
事務所所在地)  
(氏名)  
(登録番号)

私は、

- 1 日本公認会計士協会に備える 公認会計士 名簿に登録された 公認会計士  
外国公認会計士 であること。

につき証明願います。

平成 年 月 日

申請者 氏名 印

不要なものは削除すること

本証明書は、商業登記法第54条第2項第3号に定める、申請者が、本協会に備える公認会計士名簿に登録されている公認会計士であることを証明する書類であり、その他の会計監査人の資格に関する事項を証明するものではありません。

【参考】

## 登録証明事務取扱要領

(制 定 昭和60年11月5日)  
最終変更 平成20年3月26日

(総則)

**第1条** この要領は、公認会計士等登録事務細則第3条第2項及び特定社員の登録、入会等に関する事務細則第4条第2項の規定に基づき、専務理事が処理する事務のうち、登録証明事務に関し、必要な事項を定める。

(交付)

**第2条** 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員（以下「公認会計士等」という。）並びに公認会計士等であった者（以下「申請者」という。）は、本会对し、申請者本人に係る公認会計士法に基づく公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿に係る登録の有無に関し、証明書の交付を求めることができる。

(社員資格証明の交付)

**第3条** 会員及び特定社員である準会員は、本会对し、公認会計士法第34条の4に規定する監査法人の社員となる資格を有することについての証明書の交付を求めることができる。

(会計参与・会計監査人の資格証明の交付)

**第4条** 会員は、本会对し、会計参与又は会計監査人となる資格を有することについての証明書の交付を求めることができる。

(手続)

**第5条** 申請者が、第2条、第3条又は前条の証明書の交付を求める場合は、原則として本会に備えた「登録証明交付願」（様式第1号）、「監査法人の社員資格証明願」（様式第2号）、「公認会計士の会計参与資格証明願」（様式第3号）又は「公認会計士の会計監査人資格証明願」（様式第4号）に所定の事項を記入して、1通につき1千円の手数料を添えて、本会に提出しなければならない。この場合において、様式第1号により証明書の交付を求めるとき、住所を省略して事務所所在地を記入するとき、又は様式第3号若しくは様式第4号に記入すべき事項のうち住所に代えて事務所所在地を記入することができる事項について、住所に代えて事務所所在地を記入する場合は、事務所の賃貸契約書等その記入した事務所所在地に事務所が所在することが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

2 前項の手数料は、連名の場合は各人ごとに算定し、5名以上の場合は5千円とする。

(証明書の発行)

**第6条** 証明書の発行は、専務理事が行う。

(証明書の様式)

**第7条** 第2条の証明書の様式は、原則として日本語にあっては、様式第5号、英語にあっては記名捺印用を様式第6号、署名用を様式第7号によるものとする。

2 第3条の証明書の様式は、原則として様式第2号による。

3 第4条の証明書の様式は、原則として様式第3号又は様式第4号による。

(公印)

**第8条** 証明書の公印は証明印とし、専務理事が保管する。

(交付簿の記載)

**第9条** 証明書の交付は、様式第8号の登録証明交付簿に所要事項を記載して行うものとする。

附 則（平成20年3月26日改正）

この改正規定は、会則第31条の2を加える改正規定の適用日（平成20年4月1日）から施行する。

